

日本の株主提案権制度の現状と諸問題

酒井太郎

一橋大学大学院法学研究科 教授

株主提案権制度の概要

日本において株主提案権は会社法上の制度として設けられており、(i) 株主総会の議題を事前に提案する権利（議題提案権：会社法 303 条 1 項）、(ii) 株主総会の付議議題に関する議案を提案する権利（議案提案権：会社法 304 条）、(iii) 会社が行う株主総会招集通知¹に、株主が提案する議案の要領を記載または記録するよう請求する権利（議案要領通知請求権：会社法 305 条 1 項前段）の三つから構成される。このうち、(i) の議題提案権および (iii) の議案要領通知請求権は、小規模閉鎖的な株式会社²の場合を除いて少数株主権であり、総議決権数の 1%または 300 個以上の議決権を 6 か月以上保有する株主が行使することができる（会社法 303 条 2 項前段・305 条 1 項後段）³。

議題提案権と議案要領通知請求権について議決権保有要件が定められているのは、濫用的な権利行使を抑止する必要があることに基づく。しかし、日本の株主提案権制度においては、大規模企業における株主の権利行使の促進を図ることもまた重要な政策目標とされているため⁴、議決権保有要件（特に議決権数 300 個以上の要件）その他、権利行使の諸条件は、諸外国の制度と比べて緩やかであり⁵、上場会社の個人株主が株主提案権を行使することも、さほど困難なことではない。

上記 (ii) の議案提案権は、会社の組織形態にかかわらず単独株主権である。これは、付議議題に関する議案の提案（動議）が、会議体の一般原則として認識されていることに由来する。もっとも、この権利だけで実現することができるのは、株主総会の開催当日に議場において、会社による付議議題につき当該会社が提案した議案に対して、株主が、修正議案または追加議案を提案することであるに過ぎない。すなわち、会社による付議議題の範囲を超えた独自議案を株主が提出する場合には、上記 (i) の議題提案権を行使し、あわせて議案提案権を行使する必要があるし、また、株主が自己の提案する議案の事前の周知を図るには、

¹ このとき、提案株主は通知費用を一切負担しなくてよい。

² ここでは、発行する株式の全部について、その譲渡につき会社の承認が必要であり、かつ、取締役会を置かない会社のこと。

³ 取締役会を置く会社のうち、発行する株式の全部について譲渡制限がある会社の場合は、株式継続保有の要件が排除される（会社法 303 条 3 項・305 条 2 項）。なお、株主提案権の行使要件は定款で緩和することができるが、加重することはできない（会社法 303 条 2 項前段・305 条 1 項後段）。

⁴ 竹内昭夫『改正会社法解説〔新版〕』（有斐閣、1983 年）100 頁～101 頁。

⁵ 米国・英国・ドイツ・フランスの制度を紹介した日本語文献として、法務省「株主提案権の在り方に関する会社法上の論点の調査研究業務報告書」（2016 年 3 月）

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00182.html>がある。

上記 (iii) の議案要領通知請求権を行使する必要がある。そして、書面投票または電子投票が行われる場合には、議案要領通知請求権を行使しなければ、提案株主は、株主総会に出席しない株主に対して、自己の提案議案への賛否を表明させる機会を与えることができない。

権利行使の実態——問題の所在——

統計資料によれば、日本における株主提案権の行使件数は、1年あたり30社前後で合計45件程度である⁶。ちなみに、2015年度は44社で53件と増加している⁷。

株主提案権を行使する株主の属性は、1981年の制度導入以降、基本的に、いわゆる運動型株主⁸が中心となってきた。有力株主の場合は、株主提案権を行使しなくても自己の意向を会社経営陣に伝達する機会（および会社経営陣から経営状況その他について説明を受ける機会）を確保することができると考えられるし⁹、大多数の株主は、他の株主の賛同を得るために多額の広報費用を必要とする株主提案権を行使してまで、会社経営を改善しようという意欲を持つものではなく¹⁰、会社経営に不満があれば株式を売却して消極的に自己の意見を表明するに過ぎない。それでも、近年では、運動型株主に加えて個人株主が株主提案権を行使する例が増加しているとされ、会社法学者からは、提案株主から会社または他の株主への意見表明という、（株主総会における意思決定について株主に主導権を与えることのほかに）株主提案権制度が有するもう一つの意義が果たされつつあるものと評価されている¹¹。

実際のところ、上場会社において、有力株主ではない一般株主からの提案議案が可決される例は皆無といってよいのではないと思われる。しかし、企業統治または株主共通の利益

⁶ 行使件数は提案株主の数で表している。1株主あたりの提案議案の個数は1個ないし数個程度であるが、後述のように、1株主が数十個または100個以上の議案を提案することも、まれであるが存在する。過去の統計資料を整理したものとして、中村直人編著『株主総会ハンドブック〔第4版〕』（商事法務、2016年）554頁～555頁〔山田一彦〕参照。

⁷ 「株主総会白書2015年版」商事法務2085号16頁～21頁（2015年）。提案内容、採決の結果その他について、牧野達也「株主提案権の事例分析」資料版商事法務378号92頁（2015年）参照。

⁸ (a)（環境保護や差別解消等の）社会運動を主目的とする株主、(b) 規律ある企業経営の実現を目的として組織された株主団体、(c) 労働組合関係者などから構成される。菊地伸「株主提案を受けたときの対応」資料版商事法務356号25頁（2013年）。

⁹ ただし、経営陣との友好的な関係が破綻した場合、有力株主が株主提案権を行使して会社の経営に直接介入するという事態にしばしば発展する。たとえば、田中慎一「株主提案権制度の問題点」西南学院大學法学論集45巻3・4号179頁～185頁（2013年）参照。

¹⁰ もっとも、2007年頃に、アクティビスト・ファンドが株主提案権を行使して剰余金配当議案や社外取締役選任議案などを提案するとともに、委任状勧誘を行うという例がいくつか見られた。しかしリーマン・ショックが発生した2008年以降、そうした動きはなくなった。山田和彦編著『株主提案権の行使と総会対策』（商事法務、2013年）70頁。

¹¹ 内海淳一「株主提案権の拒絶と総会決議取消事由」柴田潤子ほか編・市川健三先生古稀祝賀論文集『企業と法の現代的課題』（成文堂、2014年）1頁。

の観点から望ましいと考えられる提案議案については、機関投資家の賛同を受けて¹²、(議案は否決されても)賛成割合が相当程度高いものが存在する¹³。このような株主の集団的意思表示を会社が完全に無視することは困難であり、会社としては、株主の要求に応じない場合であっても、遂行中の経営活動の適正性および妥当性に関する積極的な説明を行っていくことが必要になると考えられる¹⁴。すなわち日本において、株主提案権制度には、議決権行使という圧力を背景とした、会社株主間の対話を促す効果があるということができらるであろう。もっとも、株主提案権に対して期待されている効果ないし機能はその程度のものにとどまり、株主総会が会社の個別具体的な業務執行事項を直接決定するようなことは想定されていないし、待望されているわけでもない。これは、取締役とは違って株主が提案議案の内容の適法性および妥当性を確保すべき義務を負うものではないことから明らかである。

後述するように、条文の文言上、株主総会の決議事項であること以外に、株主が提案することのできる議案の内容には基本的に制限がない。諸外国の制度と比較すると、この点は特異であると思われるし、業務執行機関の権限を尊重しない株主提案権行使により、かえって会社の利益が害されるおそれがあることは、日本の一部の会社法学者の間でも指摘されてきた¹⁵。しかしながら、日本の会社法学における従来の議論の大勢は、株主提案権の行使を解釈により、または法改正により制限することにきわめて慎重であった¹⁶。その背景には、一般株主の常識的な判断により上記のような不当提案は株主総会で当然に否決されるはずだから心配しなくてよく、また、一般株主が嫌悪するような提案は、そもそも行われにくいのではないかという認識が働いているものと推測される。

ところが、ここ数年、個人株主による株主提案権行使が活発になるにつれて、会社または

¹² このことに関連して、議決権代理行使助言会社のグラス・ルイス Glass Lewis は、日本企業の株主が直接的に会社の事業内容または業務執行などについて細かな管理をすることを望むものではないと述べている。上野直子「2016年グラス・ルイス議決権行使助言方針と日本のコーポレート・ガバナンス改革」商事法務 2094号 32頁(2016年)。

¹³ 具体的には、役員個別報酬開示を行う旨の定款変更議案や、敵対的企業買収防衛措置の廃止を内容とする定款変更議案に多くの賛成が寄せられることが多い。日本企業の2015年度の株主提案議案の内容および採決結果その他に関する資料として、牧野達也「株主提案権の事例分析」資料版商事法務 378号 92頁(2015年)参照。

¹⁴ 東京証券取引所が2015年6月1日に定めた、上場会社の企業統治に関する行動規範である「コーポレート・ガバナンス・コード」<<http://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/>>においても、株主総会に限定されずに、会社が株主との間で建設的な対話を行うべきことが明らかにされている(基本原則5参照)。

¹⁵ 松尾健一「株主提案権制度の見直しの要否——近時の特徴的な行使事例を踏まえて」法律時報 86巻 3号 49頁(2014年)参照。

¹⁶ 実務界からは、制度の創設以来、株主提案権行使に対応する会社側の事務負担がきわめて重いことを理由に、行使要件の厳格化の要請が繰り返されてきたのであるが、1990年の商法改正で権利行使期限が株主総会期日の6週間前から8週間前までに繰り上げられたほかには、法改正は行われていない。中西敏和「株主提案権制度の変化と総会実務への影響」資料版商事法務 338号 15頁(2012年)参照。

株主共同の利益をほとんど顧慮せず、もっぱら自己顕示欲の誇示または会社を困惑させることを目的として株主提案権を行使するという、制度趣旨から逸脱した行使事案が目につくようになった。そして、そのような状況を前にして、会社法学における議論の雰囲気にも変化の兆しが現れてきた。

すなわち、逸脱的または濫用的な株主提案権行使として、特定の会社の特定の株主（同一の個人または集団）がきわめて多数（またはきわめて長文）の議案を提案する例¹⁷とか、荒唐無稽な内容の議案¹⁸、会社役員中の特定人物に対する人格攻撃を意図したものと思われる議案を提出する例などが挙げられる。近年の上場会社における株主提案権行使への対応は、実務上の工夫と、提案株主の最低限の良識によってかろうじて維持されてきたところ、個人株主の株主総会への積極的関与の姿勢が強くなり、しかも逸脱的な株主提案権行使も散見される現在、そうした従来からの対応¹⁹は限界に達していると、株主総会実務に詳しい弁護士は指摘している²⁰。

日本における株主提案権導入の背景

日本の株主提案権制度が、権利行使を促進するという観点から、株主にとって寛大な内容となっているのは、沿革上の理由に基づくものと考えられる。

日本の株主提案権制度は、1981年の商法改正により導入されたものである。

なお、第二次世界大戦の終結から間もない1948年に、証券取引法（当時）に基づく委任状勧誘規制（委任状規則）が制定され、きわめて短期間ではあるが、米国流の株主提案権制

¹⁷ 大手光学機器メーカーで東京証券取引所の上場会社であるHOYA株式会社では、5年以上にわたり、特定の株主（創業者の親族）が、多いときでは100個程度の議案を提案したり（ただし、会社との協議を経て議案の数は大幅に削減され、実際に株主総会に提出されたのは20個程度であった）、全体で数十頁に及ぶ定款変更議案を提案したりしている。なお同社の2012年の株主総会で前記の株主が提案しようとした48個の議案およびその提案理由が、資料版商事法務340号38頁～62頁（2012年）に掲載されている。

¹⁸ 野村證券株式会社の親会社である野村ホールディングスの2012年度定時株主総会では、ある株主から100個の議案が提案されたり（なお、会社との協議により最終的に18個に削減された）、従業員の意識改革を図るために会社建物内の西洋式便器を日本式便器に全部交換するなどといった珍妙な内容の定款変更議案が提案されたりしている。野村ホールディングス第108回定時株主総会招集通知

<<http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/2012/data/report108.pdf>>参照。

¹⁹ 株主提案権が行使された場合の会社側の対応は、(i) 株主の権利行使資格の確認、(ii) 提案議題・議案の適法性の確認、(iii) 提案株主との協議、(iv) 会社側提案に対する支持の確保（有力株主からの委任状取得など）、(v) 株主総会における議事・採決に関する対応内容の決定などに分けることができる。関連文献として、山田編著・前掲注（10）第4章〔後藤晃輔〕、中村編著・前掲注（6）第Ⅱ編第2章〔山田〕、松山遙『敵対的株主提案とプロキシファイト〔第2版〕』（商事法務、2012年）第1章3を参照。濫用的な株主提案権行使への対応として（iii）の協議がきわめて重要であって、紛争事案における裁判所の認定事実からも、株主提案議題・議案の数や内容を削減するために、会社と提案株主の間でしばしば厳しい協議が行われていることが分かる。

²⁰ 澤口実「株主提案権の今」資料版商事法務340号26頁（2012年）参照。

度が導入されている。すなわち 1948 年制定当初の規定（委任状規則 8 条）によれば、株主は、会社の送付する委任状用紙および勧誘資料に会社側提案議案に対する自己の反対議案を付記するよう会社に請求することができた。この規定は翌 1949 年の改正で削除され、代わりに、株主の費用で株主提案を各株主に送付する制度が設けられた。しかし、1950 年の規則改正で株主提案を認める規定そのものが全面的に削除されてしまった。その後長い間、株主は、商法の規定に基づいて株主総会招集請求権²¹を行使しなければ、任意の議題および議案を株主総会で付議することができなかつた²²。

株主総会での意思決定に株主が主体的に関与するための制度がたとえ完備されていなくても、株主全体の利益を志向した会社経営が行われている限りで、問題はないはずである。しかし、株主提案権制度が導入される前の 1970 年代の日本においては、(i) 株式の配当利回りが低く維持されていたこと、配当課税が利子課税より不利であったこと、そして証券会社が大口顧客を優先したことから、従前と比べて個人株主の株式保有比率が大きく減少し、(ii) 総会屋²³と呼ばれる特殊株主が株主総会運営に介入していたために株主総会への株主の出席率も低迷した。さらに、(iii) 株主の相当程度の割合を占める法人株主は、おおむね会社経営陣に信任を与えており、株主一般は、経営に対する規律付与の力をほとんど有しているとはいえない状況にあった²⁴。

1981 年に行われた日本商法の大規模改正は、多岐にわたる内容を有するものであるが²⁵、上に述べた一連の事実を背景に、株主総会の活性化および株主の経営監視能力向上を図るための新制度がいくつか導入されている。それらは、株主提案権、株主総会における取締役・監査役の説明義務、書面投票制度、株主の権利の行使に関する利益供与の禁止その他の規定²⁶である。このうち、株主提案権についていえば、株主総会が著しく形骸化し、法人株主の

²¹ 総議決権の 3%を保有する株主が行使可能（会社法 297 条 1 項）。

²² 制度の沿革に関して、上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法（5）』（有斐閣、1986 年）61 頁～62 頁〔前田重行〕および酒巻俊雄・龍田節編集代表『逐条解説会社法（第 5 巻）』（中央経済社、2011 年）98 頁〔森田章〕参照。なお、1981 年の商法改正で導入された現行の株主提案権制度は、委任状勧誘規制の一環として行われた本文の制度とはまったく無関係の制度として採用されたものである。

²³ 総会屋とは、株主として有する権利（議決権や各種訴権）を行使することによって会社の業務に支障を与え、さらに、この者と会社とが紛争の渦中にあることを誇示して会社の評判をおとしめたり、または、そうした行為をほのめかしたりすることにより、不利益を回避したい会社からの金品の提供を明示または黙示のうちに強要する者のことをいう。会社と総会屋との関係が深まるにつれて主客が逆転し、その筋において実力のある総会屋に会社が金品を提供して、株主総会の議事進行などへの協力を求めることも時として行われた。

²⁴ 以上、中東正文・松井秀征編著『会社法の選択——新しい社会の会社法を求めて』（商事法務、2010 年）871 頁～872 頁〔松井智予〕参照。

²⁵ 1981 年改正商法の詳細について、稲葉威雄『改正会社法』（金融財政事情研究会、1982 年）参照。

²⁶ 現行の日本会社法の条文でいえば、303 条～305 条（株主提案権）、314 条（取締役等の説明義務）、298 条 1 項 3 号（書面投票制度）、120 条（利益供与禁止）となる。

協調的行動に支えられて会社には株主の利益を重視するという視点がほとんど欠如していたという、改正前の時代状況が相当程度影響したものであると評価することができる²⁷。最近、上記の沿革に着目し、株主提案権制度の導入当時に期待されたところの会社株主間または株主間の対話促進という機能²⁸は、今日十分実現されているとして、濫用的な株主提案権行使を抑制するための法改正が必要であると説く見解が、企業法務弁護士および一部の会社法学者から示されるに至っている²⁹。

株主総会において株主が提案することができる議題および議案

株主が株主総会において提案することができる議題および議案は、株主総会の決議事項であり、かつ、会社法その他の法令または定款に違反しない事項である。加えて、日本の会社法は提案可能な議題および議案に関して若干の制限を設けている。これらの点を除いて、株主提案の内容に関する制限は条文上存在しない。提案することができる議題および議案の数にも、条文上制限はない。ただし、会議体の一般原則に基づき、審議および採決の実益がない議題および議案は、提案することができない。

(1) 株主総会の決議事項であること

日本の会社法上、株主総会の決議事項は、会社が取締役会を設置しているか否かに応じて異なっている。取締役会を設置する会社では、業務執行に関する決定権限は取締役会に帰属し、当該会社の株主総会は、会社法および定款が定める事項に限り決議をすることができる（会社法 295 条 2 項³⁰）。これに対して取締役会を設置しない会社の株主総会は、会社法が定める事項のほか、株式会社の組織・運営・管理その他の株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる（同条 1 項）。ただし、取締役会を設置しないという機関構成は、発行する株式の全部に譲渡制限が設定されている会社に限って認められているものであり（会社法 327 条 1 項 1 号参照）、そのような会社は、株主数が少数で各株主が会社に対して強い利害関係を有しており、株主総会を媒介とせず株主は会社経営に対する意見表

²⁷ また、企業の社会的責任という観点からも、株主提案権制度を導入することに意義があると認識されていた。上柳ほか編集代表・前掲注（22）・62 頁～63 頁〔前田〕、前田重行・松井秀樹「〔対談〕商法——株主総会の実務と理論」法学教室 396 号 19 頁（2013 年）28 頁参照。

²⁸ 株主提案権制度の導入当初から、株主の提案した議案が可決成立するということは期待されていなかった。不合理な株主提案議案は粛々と否決すればよいのであって、むしろ会社には株主に真摯に対応することが求められ、株主の権利行使を阻害するような行動は現に慎まなければならないと説かれていた。稲葉・前掲注（25）131 頁～132 頁参照。

²⁹ 中西・前掲注（16）19 頁、松井秀征「株主提案権の動向」ジュリスト 1452 号 41 頁～42 頁（2013 年）、田中・前掲注（9）187 頁～188 頁参照。

³⁰ 法定の決議事項として、役員等の選任・解任（会社法 329 条 1 項・339 条 1 項）、計算書類の承認（会社法 438 条 2 項。ただし同法 439 条）、剰余金の処分（会社法 452 条）、組織再編（会社法 783 条 1 項・795 条 1 項・804 条 1 項）などがある。

明をすることができると考えられことから、ここでは考察の対象から除外し、取締役会を設置する会社について述べることとする。

株主総会の決議事項として会社法または定款に定められていない事項（権限外事項）にかかる議題または議案を、株主は提案することができない。しかし、そのような権限外事項を株主総会の決議事項とする旨の定款変更議題および議案をあわせて提案し、当該議案が承認されることを前提とする形であれば、問題なく権限外事項にかかる議題および議案を提出することができる。

このとき、会社法その他の法令の強行規定³¹または公序良俗に反しない限りは、いかなる事項であっても、定款に定めを置くことで株主総会決議事項とすることができるのか否かが問題となる。具体的には、取締役会の業務執行権限（会社 362 条 2 項 1 号）に属する事項を株主総会決議事項とすることができるのか、そしてこのことを前提として、定款変更を提案する議題・議案と組み合わせる形で、業務執行に関する具体的な作為・不作為を会社に義務づける内容の議題・議案を提案することができるのかということである。

日本の会社法において、業務執行にかかる決定を取締役会ではなく株主総会の決議事項とすることを明文で禁止する規定は、存在しない。そして、定款にいかなる規定を置くのかということは会社の自治に関する事柄であるとの前提に基づき、会社法学の多数説は、定款を変更して業務執行にかかる事項を株主総会決議事項とする旨の議題および議案も、株主提案権の対象から排除されないと解している³²。

しかし、そのような多数説の解釈に対しては、会社に設けられている他の機関の存在を無意味にするような定款規定を置くこと、すなわち、取締役会との関係でいえば、業務執行事項の全部について株主総会が決定権限を有するものとするといった提案は、株式会社の機関構成を根本から破壊するものであり、株式会社の本質に反するため許されないと批判がある³³。この批判説によるならば、包括的な業務執行事項の決定権限を株主総会に付与することを内容とする議題・議案は、一種の公序良俗違反として提案することができないこととなるが、そうでない個別具体的事項にかかる提案をすることは自体は制約されないので

³¹ 法令の強行規定に違反する株主提案の例として、法定の欠格事由に該当する者を候補者とする役員選任議案、分配可能額を超える剰余金配当議案、株主平等原則（会社法 105 条 1 項）および株式譲渡自由の原則（会社法 127 条）に反する内容の議案（東京地方裁判所 2013 年 5 月 10 日決定・資料版商事法務 352 号 36 頁）、公序良俗に反する内容の議案などが挙げられる。

³² 鈴木竹雄・竹内昭夫『会社法〔第 3 版〕』（有斐閣、1994 年）227 頁。このような解釈に一定の積極的意義があることを示唆する見解として、荒達也「株主提案権」法学教室 421 号 16 頁（2015 年）。また、久保大作「社会的目的による株主提案権の行使——試論——」黒沼悦郎・藤田友敬編・江頭憲治郎先生還暦記念『企業法の理論（上巻）』（商事法務、2007 年）504 頁も参照。

³³ 上柳ほか編集代表・前掲注（22）69 頁～70 頁〔前田〕、河本一郎ほか「〔座談会〕株主提案権の行使をめぐる諸問題」商事法務 1021 号 13 頁～14 頁〔稲葉威雄発言、多田晶彦発言〕（1984 年）。

あり、目下の懸案の解決にはあまり役に立たない。ちなみに、業務執行に関する決定を株主総会決議事項とするための定款変更を内容とする株主提案議案は、実際には、これまでのところ問題なく付議されている³⁴。ただし、報道発表その他から把握することができる限りで、そのような議案が可決成立した例は存在しないものと思われる³⁵。

なお、(定款変更議案の成立を条件とした上で行われる) 業務執行事項に関する株主提案議案は、たとえ可決承認されたとしても、取締役会を拘束するものではなく単なる勧告的な提案としての意義を持つに過ぎないと説く見解がある³⁶。しかしこの点は、取締役の忠実義務を定めた会社法 355 条の文言³⁷に照らして疑問の余地がある³⁸。したがって、業務執行に関する議題および議案も、株主提案権の対象に含まれるし、それが成立すれば原則として会社およびその機関を拘束するものと解さざるを得ない。

私見としては、(i) 取締役が株主総会決議を通じて株主からの付託を一応受けているという事実、(ii) そして注意義務(善管注意義務。会社法 330 条、民法 644 条) および忠実義務、ならびに当該義務の履行を確保するための諸制度によって取締役の職務執行の適正が一応図られている点などに照らせば、それらと同等の制度的裏付けのないまま株主総会に対して会社の業務執行に関する決定権限を付与することには疑問がある。しかしながらこの問題は、株主提案権の対象となる議題および議案の範囲という局限された領域の中で論じるべきものではなく³⁹、業務執行機関(取締役会)に排他的権限を授与するのにふさわしい企業統治の構造 corporate governance scheme をどのように設計するかという次元から、まず考察されるべきであるように思われる⁴⁰。

(2) 賛成少数で否決された議案と実質的に同一の議案ではないこと

株主の提案した議案が、株主総会の決議において総株主の議決権の 10%以上の賛成を得られなかった場合、当該株主は、当該決議の日から 3 年を経過するまでの間、当該議案を再度提案することができない(会社法 304 条ただし書・305 条 4 項)。

³⁴ 牧野達也「株主提案権の事例分析——平成 26 年 7 月総会～平成 27 年 6 月総会」資料版商事法務 378 号 94 頁(2015 年)参照。

³⁵ 田中・前掲注(9) 192 頁参照。

³⁶ 森田章『会社法の規制緩和とコーポレート・ガバナンス』(中央経済社、2000 年) 131 頁～132 頁。

³⁷ 「取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。」

³⁸ 武井一浩「株主提案権の重要性と適正行使」商事法務 1973 号 56 頁参照。

³⁹ それでもあえて、立法論として改善方策を考えるとすれば、本文(i)の点に関して株主提案権の行使要件(議決権数要件)をより高くすること、(ii)の点に関して株主提案の内容の当否および付議の可否を事前に審査する機会を設けることなどが挙げられる。後者の指摘に関連する審査基準として、松井秀征・前掲注(29) 45 頁～46 頁参照。

⁴⁰ 同様の考察に基づく指摘として、内海・前掲注(11) 7 頁～8 頁参照。

否決議案と形式的に同一の内容の議案であっても、決議時と比較して会社の状況（業務内容や財務状況）が異なっているならば、当該否決議案と実質的に同一であるとはいえないと解されている⁴¹。それゆえ、否決議案で提案されたのと同額の剰余金配当を求める議案や、否決議案で提案されたのと同じの者を候補者とする取締役選任議案も、通常は拒絶事由に該当しないこととなり、この規定は実質的にほとんど効果を有しないものと評価されている⁴²。

（3）審議および採決をする実益があること

他の議案と内容が重複することが明らかである議案は、提出の利益がなく不適法であると解されている⁴³。

また、会社による取締役選任議案（A 議案）の提案を予想して、株主がこれに対する反対議案（B 議案）を提案したものの、実際には A 議案が提出されなかったときには、B 議案は不適法なものとなる⁴⁴

株主総会の終結時をもって退任する予定の取締役を解任する株主提案議案もまた、一見すると提出の利益がなく不適法であるように思われるが⁴⁵、最近の事案では、(i) 株主総会において解任されれば、その時点から、解任取締役は取締役としての権利義務を有しなくなること、(ii) 任期満了により取締役が退任した場合と（会社法 346 条 1 項参照⁴⁶）、取締役が株主総会で解任された場合では、会社法上、当該取締役の取扱いに差異を生じることを挙げて、退任予定取締役の解任決議が提案の必要性を欠くものとはいえないと判示されている⁴⁷。

議案の審議および採決に実益があるかどうかの判断は、個別議案の内容を踏まえて行われるべき性質のものであって、客観的かつ統一的な基準を示すことが困難なものである。基本的には、散発的に提起される事案の蓄積を通じた規範形成を待つほかないのであるが、もし、濫用的な株主提案権行使が今後も相次ぎ、それに伴う会社および株主一般の不利益がも

⁴¹ 江頭憲治郎・中村直人編著『論点体系 会社法 2』（第一法規、2012 年）442 頁～443 頁〔松井秀樹〕。

⁴² 澤口・前掲注（20）25 頁。否決議案と形式的小よび実質的に同一であるといえる場合は別として、否決される見込みがある限り、会社は再提案議案を付議するのが無難であると指摘されている。江頭・中村編著・前掲注（41）443 頁〔松井秀樹〕。

⁴³ 東京地方裁判所 2012 年 5 月 25 日決定・資料版商事法務 340 号 33 頁。

⁴⁴ 東京地方裁判所 2012 年 5 月 25 日決定・前掲注（43）およびその抗告審である東京高等裁判所 2012 年 5 月 31 日決定・資料版商事 340 号 30 頁。

⁴⁵ 東京地方裁判所 2012 年 5 月 25 日決定・前掲注（43）および東京高等裁判所 2012 年 5 月 31 日決定・前掲注（44）は、会社の役員構成に実質的な変更をもたらすものでないことを理由に、そのような議案には実益がないとした。学説ではこの点をめぐり見解が分かれていた。澤口・前掲注（20）25 頁参照。

⁴⁶ その者の退任により法定または定款所定の取締役定員を満たさないこととなる場合には、その者が、退任後も引き続き取締役としての権利義務を有する。

⁴⁷ 東京地方裁判所 2014 年 9 月 30 日判決・金融・商事判例 1455 号 8 頁。

はや無視しえないものと評価されたならば、株主が提案することができる議題・議案の範囲を法改正によって制限することも、いずれ避けられないことになる。

権利濫用を理由とする株主提案権行使拒絶

濫用的な株主提案権行使に対応するための具体的な条文が存在せず、また、条文の欠如を補う法解釈論も存在しないことから、一般条項すなわち権利濫用を根拠に株主提案権行使を拒絶することができるか否かが、学説および判例において活発に議論されている。むろん、権利濫用を理由とする株主提案権の行使拒絶が許されるとしても、いかなる態様の株主提案権行使が権利濫用に該当するののかについての判断は、基本的に個別具体的な事実に依存するものであるから、事前に参照されるべき規範を設定することは困難であるといわなければならない。それでも、株主提案権行使の動機、目的その他の点を理由に権利濫用がいったん認定されれば、個別議案の内容の当否は審査対象とはならず、提案株主の提案した議案全部を会社は拒絶することができるという、会社側にとってきわめて重要な効果が発生する⁴⁸。

学説はもとより、判例も、一定の株主提案権の行使が権利濫用に該当するものとして許されない場合があることは、否定しない⁴⁹。たとえば最近の裁判事案では、「株主提案に係る議題、議案の数や提案理由の内容、長さによっては、会社または株主に著しい損害を与えるような権利行使として権利濫用に該当する場合があります」と判示されており、その際、権利濫用を判断する際の考慮要素として、(i) 過去の株主総会で上程された株主提案にかかる議案の数、(ii) 株式取扱規程における、株主提案の数や字数を制限する規定の存否、(iii) 株主提案が行われてから株主総会招集通知等の内容を確定させるまでの期間が例示列挙されている⁵⁰。ただし、当該事案では権利濫用の認定は行われなかった。これは、本件が株主提案権の行使を拒絶した会社に対して提案株主が提案議案の株主総会招集通知への記載その他を求めた仮処分命令申立事案であって、審理に十分な時間を費やすことができなかった点が影響したものと推測される。

他方、株主提案権が権利濫用にあたりとされた事案⁵¹では、株主提案権の行使が拒絶されたことに対する事後の損害賠償請求訴訟であったために詳細な審理が行われているところ、個人的な目的のため、または会社を困惑させる目的のために株主提案権が行使されたもの

⁴⁸ 武井・前掲注(38) 58頁注(18)。

⁴⁹ 学説は、株主の権利も権利である以上その濫用は許されず(民法1条3項)、株主の権利の一つである株主提案権もその例外ではないと解している。小林史治「株主提案権とその権利の濫用——東京高判平成27年5月19日の検討——」商事法務2079号46頁～47頁(2015年)および同論文の注(9)(11)～(13)に引用の文献参照。しかし同時に、社会公益目的での行使が容認されている現行法下において株主提案権の濫用を認定することは、かなり困難であるとも指摘されている。久保・前掲注(32) 515頁。内海・前掲注(11) 3頁。]

⁵⁰ 東京高等裁判所2012年5月31日決定・前掲注(44)。

⁵¹ 東京高等裁判所2015年5月19日判決・金融・商事判例1473号26頁。

であって、本件株主提案権の行使が全体として権利濫用にあたることと認定されている。なお、本判決では、権利濫用の認定の根拠を述べた部分で提案議案が多数に上ることについての言及が行われている。しかしこれは、大量の提案そのものが権利濫用にあたることと解したものではなく、権利濫用の意図を裏付ける補強事実（純個人的目的または会社を困惑させる目的を間接的に裏付ける事実）として参照したに過ぎないものと思われる。

学説は、上述のように株主提案権の行使が権利濫用にあたる場合があることは肯定しつつも、いかなる場合に権利濫用を認定することができるかをめぐっては見解の一致を見ない。すなわち、そもそも何らかの基準を立てること自体が困難であると指摘するものがある一方で、抽象的ながら一定の基準を提示しようとする見解があるといったところである。後者の見解の例として、(i) 株主提案権の行使が会社の利益、特に会社の業務の正常な運営を害し、もしくは株主共同の利益を害する場合、(ii) 株主としての資格と関係のない純個人的な利益の保護ないしは追求の手段として株主提案権が行使される場合、または (iii) 権利を行使すべき正当な必要や利益がないにもかかわらず株主提案権が行使される場合、当該行使は適正な権利行使であるとはいえないと説くものがある⁵²。ほかに、(iv) 株主提案権の行使により株主の共同の利益を著しく害する場合、(v) 株主提案権の行使により株式会社その他の者（提案株主を除く）の権利を侵害する場合、または (vi) 提案権の行使を拒絶することにつき正当な事由がある場合に権利濫用を認定することができることと説くものもある⁵³。今後、紛争事案における裁判所の審理対象をこれらの項目に集約することができれば、（法解釈論として、または立法論として）具体的な規範内容の形成が進むものと期待される。

株主提案権の行使が不当に拒絶された場合の救済手段

適法な株主提案権行使が会社によって拒絶された場合、(i) 取締役等は 100 万円以下の過料に処せられる（会社法 976 条 2 号 19 号）。そのほか、(ii) 招集手続または決議方法の法令違反を理由とする株主総会決議の取消請求（会社法 831 条 1 項 1 号）⁵⁴、(iii) 会社または取締役等の不法行為責任に基づく損害賠償請求（民法 709 条、会社法 350 条）、(iv) 取締役等の対第三者責任に基づく損害賠償請求（会社法 429 条 1 項）⁵⁵、(v) 会社または取締役に対して一定の作為・不作為を命じる仮処分命令の申立て（株主総会開催の差止め、株主提案議題・議案の記載命令等。民事保全法 23 条 2 項）⁵⁶などが、日本の会社法における救済手段として利用可能である。

上記の (i) ～ (v) の手段は、いずれも事後的な救済手段であり、提案株主の請求が認められたとしても、株主提案権を行使することができなかつたことによって当該株主が被っ

⁵² 武井・前掲注 (38) 55 頁。

⁵³ 松井秀征・前掲注 (29) 46 頁。

⁵⁴ 東京高等裁判所 2011 年 9 月 27 日判決・資料版商事法務 333 号 39 頁。

⁵⁵ (iii) および (iv) につき東京高等裁判所 2015 年 5 月 19 日判決・前掲注 (51)。

⁵⁶ 東京高等裁判所 2012 年 5 月 31 日決定・前掲注 (44)、東京地方裁判所 2013 年 5 月 10 日決定・前掲注 (31)。

た不利益が解消されるわけではない。それゆえ、提案株主にとって望ましい救済といえるのは、事前の救済手段である仮処分命令の申立てであるといえる。しかしこの場合、提案株主は、被保全権利（すなわち株主提案権）を適法に有していることに加えて、保全の必要性（すなわち株主提案議題または議案を株主総会招集通知に記載することを会社に命じるといった仮処分命令を必要とする事情）があることも疎明しなければならないが、株主提案議題または議案が上程されることによりもたらされる利益（または上程されないことにより生じる損害）は観念的かつ抽象的なものであることが多いため、提案株主の申立てが認められる可能性は、あまり高いとはいえないのが実情である。